

家計急変世帯判定表

年 月 日

保護者等氏名:

①課税証明書等で認められている控除対象配偶者と扶養親族の合計は何人ですか。

扶養人数
人

表1から選択

①該当所得金額(限度額)

万円

【参考:扶養家族のある人の計算式】

35万円×(本人+控除対象配偶者
+扶養親族の合計人数)+42万円

【表1】

所得割非課税 該当所得金額	本人が扶養している控除対象配偶者・扶養親族の人数						
	なし	1人	1人(ひとり親)	2人	3人	4人	5人
	45万円	112万円	135万円	147万円	182万円	217万円	252万円

※16歳未満の扶養親族を含む。

②令和8年1月から12月までの給与・事業所得(見込み)

【給与所得の場合】

※給与収入又は収入見込額を記載し、給与収入計(A)を端数整理してください。ただし、退職金、失業手当は含めません。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
8月	9月	10月	11月	12月	給与収入計(A)	
					円	

端数整理(※)後の給与収入額(B)

円

※端数整理 【給与収入計(A)÷4,000(小数点以下切り捨て)×4,000】

端数整理後の給与収入額(B)	給与所得控除額(C)		給与所得(D) (B-C)
(B) ≤ 190万円	一律	650,000円	円
190万円 < (B) ≤ 360万円	(B) × 30% + 8万円	円	円
360万円 < (B) ≤ 660万円	(B) × 20% + 44万円	円	円

【事業所得の場合】

令和8年中の収入(見込み)(E)	円
令和8年中の必要経費(見込み)(F)	円
令和8年中の事業所得(見込み)(G) (E-F)	円

【その他の所得の場合】

税法のルールに従って計算ください

所得の種類

- ・給与所得
- ・事業所得
- ・不動産所得
- ・利子所得
- ・配当所得・短期譲渡所得(総合課税)
- ・雑所得
- ・(長期譲渡所得(総合課税)+一時所得)×1/2
- ・山林所得
- ・申告分離課税所得(特別控除前)

③ ②で計算した各所得を合計してください。

給与所得(D)	円
事業所得(G)	円
()所得	円
()所得	円
()所得	円
各繰越控除	- 円
合計	円

※①該当所得金額(限度額)

以下の場合に給付対象となります。